

厚生労働省奈良労働局発表
令和8年1月30日

担当	奈良労働局労働基準部健康安全課 課長 藤田 浩明 地方労働衛生専門官 生地 廣行 電話 0742-32-0205
----	---

「化学物質管理強調月間」を2月に実施

~スローガン：慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方~

厚生労働省奈良労働局（局長 石崎琢也）では、令和8年2月1日から28日までの「化学物質管理強調月間」の期間において、化学物質の管理に関する意識を高めるための取組を行うよう事業場に対し周知・啓発します。

【ポイント】

「化学物質管理強調月間」は、令和6年4月から新たな化学物質規制が幅広い産業に適用されたこと等を契機に、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、令和7年2月に初めて実施され、今回が2回目となります。

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となりますが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となります。

このような背景を踏まえ、奈良労働局では、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」というスローガンの下、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施等に取り組むこととしています。

【参考】

資料No.1 第2回化学物質管理強調月間実施要綱

資料No.2 リーフレット「化学物質管理強調月間」（厚生労働省版）

資料No.3 リーフレット「化学物質管理強調月間」（奈良労働局版）